

宇部市教育委員会規則第六号

宇部市立図書館規則（昭和四十五年教育委員会規則第五号）の一部を次のように改める。

令和八年四月三十日

宇部市教育長 野 口 政 吾

第三条第二項中「副館長補佐」を削り、「主幹及び」の次に「主査」を加える。

第四条第三項中「主幹」の次に「及び主査」を加え、同条第四項を削り、同条第五項を第四項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。